



佐賀県公報

平成17年
3月24日
(木曜日) 外
号

(印は、県例規集に登載するもの)

目次

条 例

佐賀県国民保護対策本部及び佐賀県緊急対処事態対策本部条例

佐賀県国民保護協議会条例

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例

佐賀県情報公開条例の一部を改正する条例

佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例

佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

職員の修学部分休業に関する条例

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

指定管理者制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例

佐賀県長期継続契約に関する条例

| | |
|--------------|----|
| (一・危機管理・広報課) | 六 |
| (二・ | 七 |
| (三・総務法制課) | 七 |
| (四・ | 九 |
| (五・ | 二七 |
| (六・職員課) | 四 |
| (七・ | 四 |
| (八・ | 四 |
| (九・ | 四 |
| (一〇・ | 四 |
| (一一・ | 四 |
| (一二・ | 四 |
| (一三・ | 五 |
| (一四・ | 四 |
| (一五・ | 三 |
| (一六・財務課) | 四 |

| | | | |
|------------------------|------|---|---|
| 佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例 | (一七・ |) | 四 |
| 佐賀県土地開発基金条例等の一部を改正する条例 | (一八・ |) | 五 |
| 佐賀県手数料条例の一部を改正する条例 | (一九・ |) | 七 |

公布された条例のあらまし

佐賀県国民保護対策本部及び佐賀県緊急対処事態対策本部条例(条例第一号)

1 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十一条及び法第八十三条において準用する法第三十一条の規定に基づき、佐賀県国民保護対策本部及び佐賀県緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 佐賀県国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)、佐賀県国民保護対策副本部長及び佐賀県国民保護対策本部員の事務について定めることとした。(第二条関係)

3 本部長は、佐賀県国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、佐賀県国民保護対策本部会議を招集することとした。(第三条関係)

4 この条例に定めるもののほか、佐賀県国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定めることとした。(第六条関係)

5 この条例の規定は、佐賀県緊急対処事態対策本部について準用することとした。(第七条関係)

6 この条例は、公布の日から施行することとした。
佐賀県国民保護協議会条例(条例第二号)

1 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十八条第八項の規定に基づき、佐賀県国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることとし

した。(第一条関係)

2 協議会の委員の定数は、五〇人以内とすることとした。(第二条関係)

3 協議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となることとした。(第四条関係)

4 協議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができることとした。(第五条関係)

5 協議会に、委員及び専門委員を補佐するため、幹事を置くこととした。(第六条関係)

6 この条例は、公布の日から施行することとした。
佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例(条例第三号)

1 この条例は、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めることとした。(第一条関係)

2 佐賀県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)が行う事務について定めることとした。(第二条関係)

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。(第五条関係)

4 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、審査会が必要がないと認めるときを除き、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えないなければならないこととした。(第七条関係)

5 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができることとした。(第八条関係)

6 3に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとした。(第十四条関係)

7 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。
佐賀県情報公開条例の一部を改正する条例(条例第四号)

1 実施機関に佐賀県土地開発公社、佐賀県住宅供給公社及び佐賀県道路公社を加えることとした。(第二条関係)

2 非開示とされる個人情報から地方独立行政法人、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社及び公の施設の管理を行う法人等の役職員の職務遂行情報を除外することとした。(第六条関係)

3 交際費及び食糧費の支出の相手方の氏名等のうち、個人の権利利益を害することが通常認められないものを開示対象とすることとした。(第六条関係)

4 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報について実施機関が開示する旨の規定を定める前に、当該公文書が作成又は取得されたものであるときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えなければならないこととした。(第一三条関係)

5 開示決定等について、不服申立てがあつた場合は、実施機関は、裁決又は決定に当たり、原則として佐賀県情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴かなければならないこととした。(第一七条関係)

6 実施機関は、不服申立てがあつた日から起算して九〇日以内に、審査会の答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならないこととした。(第一七条関係)

7 その他所要の改正を行うこととした。

8 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。
佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例(条例第五号)

1 実施機関に公安委員会、警察本部長、佐賀県土地開発公社、佐賀県住宅供給公社及び佐賀県道路公社を加えることとした。(第二条関係)

2 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることに伴い、個人情報の取扱いについての例外規定を設けることとした。(第六条、第九条関係)

3 何人も、自己の個人情報が実施機関により条例の規定に違反して取り扱われていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができることとした。(第二五条関係)

4 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、不服申立てがあつ

た場合は、実施機関は、裁決又は決定に当たり、原則として佐賀県情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴かなければならないこととした。(第三〇条関係)

5 実施機関は、不服申立てがあつた日から起算して九〇日以内に、審査会の答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならないこととした。(第三〇条関係)

6 実施機関の職員、受託事務従事者等の罰則規定を設けることとした。(第四四條)第四八條関係)

7 その他所要の改正を行うこととした。

8 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。ただし、公安委員会及び警察本部長を実施機関に加える規定並びに個人情報の例外規定については、平成一八年四月一日から施行することとした。

佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(条例第六号)

1 この条例は、地方公務員法第五十八條の二の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 任命権者が知事に対して報告しなければならない事項及び時期について定めることとした。(第二条及び第三条関係)

3 人事委員会が知事に対して報告しなければならない事項及び時期について定めることとした。(第四条及び第五条関係)

4 知事は、任命権者及び人事委員会から受けた報告を、毎年九月末までに公表することとした。(第六条関係)

5 公表については、次に掲げる方法で行うこととした。(第七条関係)

(1) 佐賀県公報に掲載する方法

(2) 閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法

(3) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(4) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に、報告の要旨を掲載する方法
(5) 閲覧所

ア 佐賀県庁

イ 佐賀県総合庁舎

6 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

職員の修学部分休業に関する条例(条例第七号)

1 この条例は、地方公務員法第二十六條の二第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めることとした。(第一条関係)

2 修学部分休業について次のように定めることとした。(第二条関係)

(1) 修学部分休業を承認することができる時間を一週間あたり二〇時間以内とし、三〇分を単位として行うこととした。

(2) 修学部分休業の対象となる教育施設を定めることとした。

(3) 修学部分休業を承認することができる期間を二年間とすることとした。

3 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない一時間につき、所定の額を減額して給与を支給することとした。(第三条関係)

4 修学部分休業の承認の取消し事由について定めることとした。(第五条関係)

5 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。(第六条関係)

6 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第八号)

1 警察職員のうち警察官の定数を一、六二七人に増員し、警察官の階級別定員を改めることとした。(第二条及び別表関係)

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(条例第九号)

1 地方自治法が改正されたことに伴い、農林漁業改良普及手当の名称を農林漁業普及指導手当に改めることとした。(第二条及び第一一条の四関係)

2 武力攻撃災害等派遣手当を新たに設け、国民の保護のための措置の実施のため他の地方公共団体等から派遣された職員で住居又は居所を離れて県の区域内に滞在するものに対して、人事委員会規則で定める額を支給することとした。(第二条及び第一七条の五関係)

3 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

1 公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故のため禁錮以上の刑に処せられた職員について、その刑の執行が猶予されている限りにおいて情状を考慮して特に必要があると認めるときは職員を失職させないことができることとした。(第七条関係)

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

1 平成一七年四月一日から平成二二年三月三十一日までの間における定年前早期退職者に対する退職手当に関し、特例措置を設けることとした。(附則第三五項及び第三六項関係)

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

1 任期付短時間勤務職員の勤務時間、休日及び勤務時間の割振り並びに年次休暇について定めることとした。(第二条、第三条、第四条及び第一〇条関係)

2 配偶者の出産期前後において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、五日を超えない範囲内において配偶者出産時育児休暇を与えることができることとした。(第二〇条の二関係)

3 養育する子の看護のための休暇に関し、対象となる子を中学校就学の始期

に達するまでの子に改めるとともに、休暇の期間を、子が二人以上の場合にあつては六日を超えない範囲内とすることとした。(第二二条関係)

4 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

佐賀県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例(条例第二三号)

1 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正(第一条関係)

介護保険法、身体障害者福祉法施行令、大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水道法、農地法、土地改良法、森林法、商工會議所法、中小小売商業振興法、商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律、屋外広告物法、都市計画法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務の一部を市町村又は広域連合が処理することとした。

2 佐賀県環境の保全と創造に関する条例の一部改正(第二条関係)

規制基準の設定(騒音に限る。)及び立入検査に係る事務を佐賀市長が処理することとした。

3 佐賀県屋外広告物条例の一部改正(第三条関係)

屋外広告物の設置等の許可、違反した広告物等の措置命令等に係る事務を佐賀市長が処理することとした。

4 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一四号)

1 任命権者は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務等に従事させることが必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができることとした。(第三条関

係)

2 任命権者は、1の業務、住民に対して直接提供されるサービスに係る業務等に従事させることが必要である場合は、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとした。(第四条関係)

3 1及び2の職員の任期の特例及び任期の更新について定めることとした。(第五条及び第六条関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。
指定管理者制度への移行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第一五号)

1 地方自治法が改正され、公の施設の管理について委託制度から指定管理者制度に改められたことに伴い、佐賀県立女性センター設置条例ほか二十七条例について、所要の改正を行うこととした。

2 この条例中指定管理者制度の導入等に係る規定については平成一七年四月一日から、利用料金制度の導入に係る規定については平成一八年四月一日から施行することとした。

3 佐賀県女性センター及び佐賀県生涯学習センターの使用料に関する条例は、廃止することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県長期継続契約に関する条例(条例第一六号)

1 翌年度以降にわたり物品の借入れ又は役務の提供を受けることができる契約を次に掲げるとおりとした。

(1) 電子計算機等の物品を借入れるための契約

(2) 警備業務等の庁舎管理に関する契約

(3) 情報システム、検査機器等の監視及び保守に関する契約

(4) その他商慣習上複数年にわたることが一般的な契約のうち、知事が特に認めるもの

2 この条例は、公布の日から施行し、平成一七年度分の契約から適用することとした。

佐賀県特別会計設置条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

1 佐賀県公債費及び県債管理基金管理事業を行うため、佐賀県公債管理特別会計を新たに設置することとした。(第一条関係)

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

3 佐賀県債管理基金条例について所要の改正を行うこととした。

佐賀県土地開発基金条例等の一部を改正する条例(条例第一八号)

1 佐賀県土地開発基金条例ほか三条例について、基金を処分することができる事由の追加又は拡大及び繰替運用の対象の拡大を行うこととした。

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

1 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合の手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)

2 薬事法の改正に伴い、医薬品製造販売業の許可の申請等に係る手数料の額を定めることとした。(別表第一関係)

3 採石法に基づく岩石の採取計画の認可の申請に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

3 砂利採取法に基づく砂利の採取計画の認可の申請に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

4 小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令の改正に伴い、船籍票の書換えのための船舶の検査等に係る手数料を徴収しないこととした。(別表第一関係)

5 土質、骨材、コンクリート、石材、アスファルト及び鋼材試験の実施に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

6 道路法に基づく特殊な車両の通行の許可の申請に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)

- 7 道路交通法の改正に伴い放置車両の確認等の事務を行う法人の登録の申請等に係る手数料の額を定めるとともに、運転免許証の交付等に係る手数料の額を改定することとした。(別表第一関係)
- 8 児童福祉法に基づく保育士試験の実施に係る手数料を、指定試験機関に納付することとした。(別表第二関係)
- 9 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。ただし、4については平成一七年四月二日から、10については公布の日から施行することとした。
- 10 改正後の業事法に基づく申請が平成一七年四月一日前に行われた場合の手数料の徴収について定めることとした。(附則第二項関係)

条 例

佐賀県国民保護対策本部及び佐賀県緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第一号

佐賀県国民保護対策本部及び佐賀県緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号。以下「法」という。)第三十一条及び法第百八十三条において準用する法第三十一条の規定に基づき、佐賀県国民保護対策本部及び佐賀県緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 佐賀県国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、佐賀県国民

保護対策本部の事務を総括する。

2 佐賀県国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、佐賀県国民保護対策本部の事務を整理する。

3 佐賀県国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部長の命を受け、佐賀県国民保護対策本部の事務に従事する。

(会議)

第三条 本部長は、佐賀県国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、佐賀県国民保護対策本部会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第二十八条第六項又は第七項の規定により会議に出席させた者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要があると認めるときは、佐賀県国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地对策本部)

第五条 佐賀県国民保護現地对策本部に佐賀県国民保護現地对策本部長、佐賀県国民保護現地对策本部長その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 佐賀県国民保護現地对策本部長は、佐賀県国民保護現地对策本部の事務を掌理する。

(補則)

第六条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、

本部長が別に定める。

(準用)

第七条 第二条から前条までの規定は、佐賀県緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県国民保護協議会条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第二号

佐賀県国民保護協議会条例

(目的)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第三十八条第八項の規定に基づき、佐賀県国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第二条 協議会の委員の定数は、五十人以内とする。

(会長の職務代理)

第三条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第五条 協議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第六条 協議会に、委員及び専門委員を補佐するため、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

(部会)

第七条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(補則)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

◎佐賀県条例第三号

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例

佐賀県知事 古 川 康

(趣旨)

第一条 この条例は、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第二条 次に掲げる事務を行わせるため、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

一 佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)第十七条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

二 佐賀県個人情報保護条例(平成十三年佐賀県条例第三十七号)第六条第二項第三号、第七条第二項第三号及び第三項第八号、第八条第一項第九号並びに第九条第二項第三号の規定により、実施機関に意見を述べること。

三 佐賀県個人情報保護条例第三十条第一項の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

四 情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要な事項を調査審議すること。

(組織等)

第三条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審査会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長が決するところによる。

(秘密保持義務)

第五条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第六条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、開示請求に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の提示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事

実を陳述させ又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第七条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第八条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第九条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第十条 審査会の行う第二条第一号から第三号までの規定による調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第十一条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第十二条 審査会の庶務は、佐賀県経営支援本部において処理する。

(補則)

第十三条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第十四条 第五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に佐賀県情報公開審査会又は佐賀県個人情報保護審査会にされた諮問で、この条例の施行の際、当該諮問に対する答申がなされていないものは、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について佐賀県情報公開審査会又は佐賀県個人情報保護審査会がした調査審議の手続は、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

佐賀県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第四号

佐賀県情報公開条例の一部を改正する条例

佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)の一部を次のよう

に改正する。

目次中「不服申立て等(第十七条―第二十六条)」を「不服申立て(第十七条―第十九条)」に、「(第二十七条―第三十一条)」を「(第二十条―第二十五条)」に、「(第三十二条―第三十四条)」を「(第二十六条・第二十七条)」に改める。

第二条第一項中「内水面漁場管理委員会」の下に「並びに佐賀県土地開発公社、佐賀県住宅供給公社及び佐賀県道路公社(以下「佐賀県土地開発公社等」という。))」を加え、同条第二項中「第二十八条及び第三十条」を「第二十一条及び第二十三条」に改める。

第六条第二号中「及び第三十一条第一項に規定する法人」を「地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人、土地開発公社等(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第百十六号)第十条第一項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。)、第二十四条第一項に規定する法人等及び第二十五条第一項に規定する公の施設の管理を行う法人等)」に改め、同号ホ中「県の機関」の下に「又は佐賀県土地開発公社等(以下「県の機関等」という。))」を加え、「情報で、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがないものとして、実施機関が別に定めるもの」を「情報。ただし、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるもの及び実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして実施機関が別に定めるものを除く。」に改め、同条第三号中「及び地方公共団体」を「地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社等」に改め、同号ハ中「県の機関」を「県の機関等」に改め、同条第四号中「県の機関」を「県の機関等」に、「又は

他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は他の土地開発公社等」に、「県と」を「県の機関等と」に改め、同条第五号中「県又は」を「県の機関等又は」に、「県の機関内部」を「県の機関等の内部」に、「機関相互」を「県の機関等相互」に、「県の機関と」を「県の機関等と」に改め、同条第六号中「県の機関」を「県の機関等」に、「試験等」を「試験、租税の賦課又は徴収等」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは土地開発公社等に係る事業に関する情報で、開示することにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの

第十三条第一項中「県」の下に「、佐賀県土地開発公社等」を、「地方公共団体」の下に「、地方独立行政法人、他の土地開発公社等」を加え、同条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報について実施機関が開示する旨の規定を定める前に、当該公文書が作成され、又は取得されたものであるとき。

第十六条第三項中「県の施設」の下に「又は佐賀県土地開発公社等の施設」を加える。

「第三章 不服申立て等」を「第三章 不服申立て」に改める。

第十七条中「佐賀県情報公開審査会」を「佐賀県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。))」に改め、同条を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、不服申立てがあつた日から起算して九十日以内に、審査会の答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。ただし、審

査会の調査審議に時間を要する場合は、この限りでない。この場合において、諮問実施機関は審査会の円滑な調査審議に協力し、相当の期間内に裁決又は決定を行うよう努めなければならない。

第十八条の見出し中「旨」を「旨等」に改め、同条中「前条の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）」を「諮問実施機関」に改め、同条を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 諮問実施機関は、前条第二項に定める期間内に裁決又は決定を行うことができないときは、前項各号に掲げる者に対し、当該期間内にその旨、当該期間内に裁決又は決定を行うことができない理由及び裁決又は決定を行う時期を通知しなければならない。

第二十条から第二十六条までを削る。

第二十七条中「県」を「実施機関」に改め、同条を第二十条とする。

第二十八条を第二十一条とし、第二十九条を第二十二條とし、第三十条を第二十三条とする。

第三十一条の見出し中「出資法人」を「出資法人等」に改め、同条第一項中「基本金」を「基本金、補助金」に、「法人で」を「法人等で」に、「出資法人」を「出資法人等」に改め、同条第二項中「出資法人」を「出資法人等」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(指定管理者の情報公開)

第二十五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二第三項の規定により指定管理者として公の施設の管理を行う法人等は、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項に定める法人等に対し、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開が推進されるよう必要な指導に努めるものとする。

第三十二条を第二十六条とし、第三十三条を第二十七条とし、第三十四条を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の佐賀県情報公開条例の規定は、佐賀県土地開発公社、佐賀県住宅供給公社及び佐賀県道路公社が平成十五年四月一日以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。
(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県情報公開条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 公文書の開示（第五条―第十条）</p> <p>第三章 不服申立て（第十七条―第十九条）</p> <p>第四章 情報公開の総合的推進（第二十条―第二十五条）</p> <p>第五章 雑則（第二十六条・第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において「実施機関」</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 公文書の開示（第五条―第十条）</p> <p>第三章 不服申立て等（第十七条―第二十六条）</p> <p>第四章 情報公開の総合的推進（第二十七条―第三十一条）</p> <p>第五章 雑則（第三十二条―第三十四条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において「実施機関」</p> |

とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、取用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに佐賀県土地開発公社、佐賀県住宅供給公社及び佐賀県道路公社(以下「佐賀県土地開発公社等」という。)をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関(議会にあつては議長。第二十一条及び第二十三条を除き、以下同じ。)が作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

3 略

第六条 実施機関は、前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 略

二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)

とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、取用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関(議会にあつては議長。第二十一条及び第三十条を除き、以下同じ。)が作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

3 略

第六条 実施機関は、前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたもの(以下「請求者」という。)に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 略

二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)

で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イハ 略

二 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人、土地開発公社等(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第一条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法(昭和四十

で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イハ 略

二 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))及び第三十一条第一項に規定する法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部

五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。)、第二十四条第一項に規定する法人等及び第二十五条第一項に規定する公の施設の管理を行う法人等の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ホ 県の機関又は佐賀県土地開発公社等(以下「県の機関等」という。)が作成した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の職及び氏名並びに当該支出の内容に関する情報。ただし、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるもの及び実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして実施機関が別に定めるものを除く。

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社等を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に

分

ホ 県の機関が作成した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の職及び氏名並びに当該支出の内容に関する情報で、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがないものとして、実施機関が別に定めるもの

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、開示することによ

関する情報のうち、開示することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの及び実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ 略

ハ 県の機関等との契約又は当該契約に関し作成された県の機関等の支出に係る公文書に用いられた氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び電話番号並びに法人等にあつては、その代表者の氏名

四 県の機関等と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は他の土地開発公社等(以下「国等」という。)の機関との間における委任、依頼、協議等に関する情報で、開示することにより、県の機関等と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

五 県の機関等又は国等の事務事業について県の機関等若しくは県の機関等相互又は県の機関等と国等の機関との間において行われる審議、調査、試験研究等(以下「審議等」という。)に関する情報で、開示することにより、当該審議等若しく

り、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの及び実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ 略

ハ 県の機関等との契約又は当該契約に関し作成された県の機関の支出に係る公文書に用いられた氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び電話番号並びに法人等にあつては、その代表者の氏名

四 県の機関と国、独立行政法人等又は他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関との間における委任、依頼、協議等に関する情報で、開示することにより、県と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

五 県又は国等の事務事業について県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国等の機関との間において行われる審議、調査、試験研究等(以下「審議等」という。)に関する情報で、開示することにより、当該審議等若しくは同種の審議等又は当該事

等若しくは同種の審議等又は当該事

は同種の審議等又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

六 県の機関等又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、交渉、渉外、争訟、入札、試験、租税の賦課又は徴収等(以下「検査等」という。)に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

七 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは土地開発公社等に係る事業に関する情報で、開示することにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの

八 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれのある情報

九 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 開示請求に係る公文書に県、

務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

六 県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、交渉、渉外、争訟、入札、試験等(以下「検査等」という。)に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

七 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれのある情報

八 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 開示請求に係る公文書に県、

佐賀県土地開発公社等、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、他の土地開発公社等及び請求者以外のもの(以下この条、第十八条及び第十九条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第六条第二号ハ又は同条第三号イに規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報について実施機関が開示する旨の規定を定める前に、当該公文書が作成され、又は取得されたものであるとき。

三 第三者に関する情報が記録されている公文書を第九条の規定により開示しようとするとき。

3 略

国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び請求者以外のもの(以下この条、第十八条及び第十九条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第六条第二号ハ又は同条第三号イに規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている公文書を第九条の規定により開示しようとするとき。

3 略

(他の制度等との調整)

第十六条 略

2 略

3 この章の規定は、佐賀県立図書館その他の県の施設又は佐賀県土地開発公社等の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

第三章 不服申立て

(不服申立てがあつた場合の手続)

第十七条 開示決定等について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てに係る実施機関は、裁決又は決定に当たり、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、不服申立てがあつた日から起算して九十日以内に、審査会の答申を尊重して当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。ただし、審査会の調査審議に時間を要する場合は、この限りでない。この場合において、諮問実施機関は審査会の円滑な調査審議に協力し、相当の期間内に裁決又は決定を行うよう努めなければならない。

(諮問した旨等の通知)

第十八条 諮問実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しな

(他の制度等との調整)

第十六条 略

2 略

3 この章の規定は、佐賀県立図書館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

第三章 不服申立て等

(不服申立てがあつた場合の手続)

第十七条 開示決定等について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てに係る実施機関は、裁決又は決定に当たり、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、佐賀県情報公開審査会の意見を聴かなければならない。

(諮問した旨の通知)

第十八条 前条の規定による諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」とい

ければならない。

- 一 不服申立人及び参加人
- 二 請求者(請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- 三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

2 諮問実施機関は、前条第二項に定める期間内に裁決又は決定を行うことができなるときは、前項各号に掲げる者に対し、当該期間内にその旨、当該期間内に裁決又は決定を行うことができない理由及び裁決又は決定を行う時期を通知しなければならない。

う。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 不服申立人及び参加人
- 二 請求者(請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- 三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(佐賀県情報公開審査会)

第二十条 次に掲げる事務を行わせるため、佐賀県情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 一 第十七条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。
- 二 実施機関の諮問に応じ、情報公開制度に関する重要な事項を調査審議すること。
- 2 審査会は、委員五人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(審査会の調査権限)

第二十一条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知つている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第二十二条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申

立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第二十三条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第二十四条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第二十五条 審査会の行う第二十条第一項第一号の調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第二十六条 審査会は、第十七条の規定

(情報提供施策の充実)

第二十条 実施機関は、第二章に定める公文書の開示のほか、この条例の目的にかんがみ、広報、行政資料の提供等の情報提供施策の一層の充実を図り、情報公開の推進に努めるものとする。

第二十一条～第二十三条 略

(出資法人等の情報公開)

第二十四条 県が出資金、基本金、補助金その他これらに準ずるものを出資している法人等であつて実施機関が定めるもの(次項において「出資法人等」という。)は、その性格及び業務内容に応じ、管理する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、その管理する情報の公開が推進されるよう必要な指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第二十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により指定管理者として公の施設の管理を行う法人等は、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項に定める法人等に対し、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開が推進されるよう必要

による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(情報提供施策の充実)

第二十七条 県は、第二章に定める公文書の開示のほか、この条例の目的にかんがみ、広報、行政資料の提供等の情報提供施策の一層の充実を図り、情報公開の推進に努めるものとする。

第二十八条～第三十条 略

(出資法人の情報公開)

第三十一条 県が出資金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて実施機関が定めるもの(次項において「出資法人」という。)は、その性格及び業務内容に応じ、管理する情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等に対し、その管理する情報の公開が推進されるよう必要な指導に努めるものとする。

な指導に努めるものとする。

第二十六条・第二十七条 略

第三十二条・第三十三条 略

(罰則)

第三十四条 第二十条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第五号

佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例

佐賀県個人情報保護条例(平成十三年佐賀県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条～第五条)

第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護(第六条～第十二条)

第三章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示(第十三条～第二十一条の二)

第二節 訂正(第二十二条～第二十四条の四)

第三節 利用停止(第二十五条～第二十八条)

第四節 他の制度等との調整等(第二十九条・第二十九条の二)

第四章 不服申立て(第三十条～第三十九条)

第五章 事業者に対する施策等（第四十条・第四十一条）

第六章 雑則（第四十二条・第四十三条）

第七章 罰則（第四十四条―第四十八条）

附則

第一条中「及び訂正」を、「訂正及び利用停止」に改める。

第二条第二号中「監査委員」の下に「、公安委員会、警察本部長」を、「内水面漁場管理委員会」の下に「並びに佐賀県土地開発公社、佐賀県住宅供給公社及び佐賀県道路公社（以下「佐賀県土地開発公社等」という。）」を加え、同条第三号中「及び地方公共団体」を、「地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び土地開発公社等（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）」に改め、同条第四号中「及び第四十二条」を、「第四十二条、第四十四条及び第四十六条」に改める。

「第一節 個人情報の取扱い」を削る。

第六条第一項中「個人情報取扱事務登録簿」の下に「（以下「登録簿」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

一 国の安全その他の国の重大な利益に関する事項を記録する公文書を使用するもの

二 犯罪の捜査又は公訴の維持のために作成し、又は取得する公文書を使用するもの

三 前二号に掲げるもののほか、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会（以

下「審査会」という。）の意見を聴いた上で実施機関が定めるもの

第六条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長が、第一項に掲げる事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その事項の一部若しくは全部を登録簿に記載せず、又はその個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができる。

第七条第二項を次のように改める。

2 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

二 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。

第七条第三項第七号中「佐賀県個人情報保護審査会」を「審査会」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「又は実施機関以外の県の機関」を、「地方独立行政法人又は他の土地開発公社等」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

第八条第一項第七号中「佐賀県個人情報保護審査会」を「審査会」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは他の土地開発公社等に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、利用し、又は提供することに相当な理由があるとき。

八 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外の者に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があるとき。

第九条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、オンライン結合により個人情報を提供することができる。

一 法令等に定めがあるとき。

二 公安委員会又は警察本部長が、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の目的のために提供するとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

第十条第一項中「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改め、同条第二項中「保つよう努めなければならない」を「保たなければならない」に改める。

第十二条第二項中「講ずるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第十二条の次に次の章名を付する。

第三章 開示、訂正及び利用停止

「第二節 個人情報の開示及び訂正の請求」を「第一節 開示」に改める。

第十四条第二号及び第三号を次のように改める。

二 開示請求者（前条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第十八条第一項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の定めるところにより、開示請求者が知ることができる情報

ロ 慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ハ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

二 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）

第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等、地方独立行政法人、土地開発公社等、第十二条第四項に規定する公の施設の管理を行う法人等及び第四十一条第一項に規定する法人等の役員及び職員

をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ホ 県の機関又は佐賀県土地開発公社等(以下「県の機関等」という。)が作成した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に記録されている当該支出の相手方の職及び氏名並びに当該支出の内容に関する情報。ただし、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)第六条第二号ホに規定する実施機関が別に定めるもの及び実施機関が佐賀県情報公開条例において開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして佐賀県情報公開条例第六条第二号ホに規定する実施機関が別に定めるものを除く。

三 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、開示することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの及び実施機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付するところが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる

情報

ロ 違法又は不当な事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれのある著しい支障から人の財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 県の機関等との契約又は当該契約に関し作成された県の機関等の支出に係る公文書に記録されている氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び電話番号並びに法人等にあつては、その代表者の氏名

第十四条第五号中「県の機関」を「県の機関等」に、「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は他の土地開発公社等」に、「県と」を「県の機関等と」に改め、同条第六号中「県又は」を「県の機関等又は」に、「県の機関内部」を「県の機関等の内部」に、「機関相互」を「県の機関等相互」に、「県の機関と」を「県の機関等と」に改め、同条第七号中「県の機関」を「県の機関等」に、「試験等」を「試験、租税の賦課又は徴収等」に改め、同条第九号を削り、同条第八号中「、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持」を削り、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは土地開発公社等に係る事業に関する情報で、開示することにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの

第十四条に次の一号を加える。

十 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

第十六条の次に次の一条を加える。

(裁量的開示)